

令和2年5月7日

利用区分2に登録している保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局
放課後児童育成課長

緊急事態宣言の延長に伴う放課後キッズクラブの対応について

日頃から、放課後キッズクラブの運営にご協力いただき、ありがとうございます。

この度、政府から緊急事態宣言が5月31日まで延長されることが発表されました。

緊急事態宣言の延長を踏まえ、放課後キッズクラブの利用にあたっては、引き続き、ひとり親などで仕事を休むことが困難な方や、県が継続を求める事業^{*}に従事している方以外の保護者の皆様には、今一度、利用の必要性をご検討いただき、ご家庭で過ごすことが可能な場合には、利用を控えていただくよう、改めてお願いいたします。

保護者の皆様やお子様にも、引き続き、ご不便や様々な制限をお願いすることとなりますが、新型コロナウイルスの拡大を抑制するという趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

※詳細については、神奈川県ホームページを確認してください。

(神奈川県トップページ > くらし・安全・環境 > 防災と安全 > 災害情報・危機管理 > 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施 > 方針別紙 (PDF: 285KB))
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19/20200407_policy.html

1 放課後キッズクラブの利用について (5月31日まで)

(1) 利用対象

利用区分2の児童

(ひとり親などで仕事を休むことが困難な方や、県が継続を求める事業に従事している方のみ)

1年生～4年生、個別支援学級等の利用区分2の児童は、緊急受入れ時間終了後から19時まで利用ができます。

5年生以上の利用区分2の児童は、14時30分からの受入れを原則としますが、各クラブにお問い合わせください。

(2) 利用料について

期間中、本市からのお知らせによって、クラブの利用を控えた方の利用料については、

国の財政支援に沿って、後日、日割りの利用料相当額を返還します。手続き方法等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

2 留意事項

- 感染症対策を踏まえた上での活動内容となります。
- 毎朝の健康観察を徹底していただき、体調不良（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）の場合は、放課後キッズクラブを利用できません。
- 放課後キッズクラブにおいても、必要に応じてお子様の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、お子様の受入れができませんので、ご了承ください。

3 横浜市「新型コロナウイルスにかかる放課後事業の対応について」URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hokago/houkagokorona.html>

（本市トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>放課後児童育成>新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の一斉臨時休業に係る放課後事業の対応について）

利用方法等に関するお問い合わせについては、直接利用する放課後キッズクラブへお問い合わせください。

担当 こども青少年局放課後児童育成課
TEL 671-4068

(別添)

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

1. 医療体制の維持

- ・ 新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者
- ・ 医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・ 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）
- ・ 生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・ 自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者
 - ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）

- ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 就労者等の子どもを預かる施設（保育所、放課後児童クラブ、預かり保育等を実施している幼稚園など）
- ⑪ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

- ・ 社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者。ただし、最低限の事業継続とする。
 - ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
 - ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
 - ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
 - ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
 - ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
 - ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）

5. その他

- ・ 医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているもの
また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等